



前田 治 議員



録画映像

教育長の進める教育行政に関する件

問 中学校部活動の地域移行の今後の方向は

答 教育長
推進協議会を立ち上げ段階的な移行を進めます

一般質問

問 川原教育長は、3月30日より北斗市の教育行政の責任者として業務に当たっていますが、教育行政については課題が山積しています。

以下の点について、教育長の基本的な考えをお知らせください。

(1) 教員の働き方の現状と今後の方向について。

(2) 中学校部活動の地域移行の取り組み状況と今後の方向について。

(3) 学力テストへの認識について。

(4) 学校統廃合の方向と課題について。

答（教育長） (1) 本市においては、教員の負担軽減を図るため、スクールソーシャルワーカー、学習支援員などの人員を独自に配置するなど、教員が働きやすい環境の整備に努めています。

今後は、国の動向を注視するとともに、

教職員定数等の充実・改善や財政措置の拡充について、北海道都市教育長会などを通じて要望を行い、教員を取り巻く環境整備の充実に努めてまいります。

(2) 本市においては、本年度から、野球部とサッカー部については、試験的に国で示す拠点校方式のように取り組んでいますが、今後は、管理責任、指導者の確保、運営費の負担、移行後の対外競技助成制度の在り方など、様々な課題があることから、推進協議会を立ち上げ、議論を重ね、段階的な移行を進めてまいります。

(3) 学力テストは、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てるため、継続的な検証・改善サイクルの確立に資する、悉皆（しっかい）調査です。

本市の小学校・中学校ともに、全国平均を下回っている状況にあります。この結果のみで、学校や児童生徒を評価できるものではないと認識しています。

(4) 本市においては、小規模校の特性を生かした特認校制度を利用している児童生徒が少なくないこと、学校が果たす地域での役割が大きいこと、また、学校の老朽化が進んでいることなど、課題が山積しています。

保護者の皆さまや地域の方々との協議を深め、研究・検討を進めてまいります。

自衛隊への個人情報提供に関する件

問 個人情報の自衛隊への提供理由は

答 市長
自衛隊法施行令による資料要求は可能で、提供についても法的に問題はありません

問 市民の個人情報を自衛隊に提供していた問題について、私は、「提供義務もないのに、本人の承諾なしに第三者に提供すべきでない」と主張し、提供しないよう求めたが、市は検討の結果、「自衛隊への個人情報提供を望まない方に配慮が必要との判断から本人等の手続きにより、提供する名簿からの除外申請ができるようにする」、「市民への周知方法は、広報3月号及び市のホームページで行う」というものでしたが、この結論に至った理由をお知らせください。

答（市長） 自衛官等の募集事務の一部に関しては、自衛隊法第97条の規定に基づき、市町村の法定受託事務であり、また、自衛隊法施行令第120条の規定により、防衛大臣は市町村長に対し、募集に関する必要な資料の提出を求めることができる」とされています。

さらに、防衛省と総務省からは住民基

本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとの通知も出されており、個人情報保護法第27条にある「本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない」の例外規定である「法令に基づき場合」に該当することを意味し、法的に問題がなく、市として適正に個人情報を管理した上での対応であります。

毒毛虫の大量発生に関する件

問 毒毛虫を発見した場合は環境課まで連絡願います

答 環境課長
今年も毒毛虫が大量発生していると思われませんが、空き地や河川敷、道路脇などで地域住民が毒毛虫を発見したとき、どうしたら良いでしょうか。

答（環境課長） そのような場所で、毒毛虫を発見した場合、所有者や管理者に連絡を取り、対応をお願いしていますので、環境課まで連絡願います。



市内で大量発生している毒毛虫(ドクガ)